

平成16年3月1日

各位

株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹内 克伸

短期社債振替制度における端末接続料の改定に関するお知らせ

短期社債振替制度の運営につきましては、平素ご格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、短期社債振替制度における端末接続料につきまして、下記のとおり改定させていただきますので、お知らせ申し上げます。

記

1. 変更対象となる利用者について

短期社債振替制度において、自社に端末を設置して利用している場合で、本年5月以降、一般振替DVP制度又は決済照合システムも併せて利用する場合、端末接続料の変更対象となります。したがって、従前どおり短期社債振替制度のみをご利用する場合には、端末接続料の変更はございません。

2. 変更内容について

現在ご利用いただいている機構CP端末は、短期社債振替システムのみを利用対象としていますが、本年5月以降は統合Web端末として、一般振替DVP制度及び決済照合システムについても重複して利用可能となり、その結果、回線の共用関係が生じます。

現行では、短期社債振替制度における端末接続料を1接続回線につき1万円/月としておりますが、上記のとおり回線数に基づく手数料設定が適当ではなくなることから、短期社債振替制度における業務管理者（以下単に「業務管理者」という。）のID数に応じていただくことに変更するものです。

具体的には、1.の変更対象となる利用者については、平成16年5月分（6月請求分）以降、短期社債振替システムにおける業務管理者の1IDにつき5千円/月に変更いたします。手数料表の新旧対照表については、別添資料1のとおりです。

3. ご留意いただく点

業務管理者は、短期社債振替制度参加時に、機構加入者、発行者、発行・支払代理人の参加形態ごとに提出していただいております。参加形態が複数の場合で、各参加形態における業務管理者が同一のときであっても、業務管理者のIDは異なったものを登録していただいております。

今回改定となる課金方法は、業務管理者ではなく、業務管理者のIDごとに定額となっておりますので、ご留意ください。

なお、現在弊社にお届出いただいているID等について、ご不明の点がございましたらお問合せ下さい。

4. 業務管理者の追加、抹消を行う場合の手続きについて

業務管理者の追加、抹消を行う場合は、参加形態ごとに「短期社債振替システム業務管理者変更届出書」に必要事項を記載のうえ、ご提出ください。

今回の端末接続料の改定に伴い、平成16年5月6日(木)から業務管理者の追加、抹消をご希望される利用者におかれましては、恐れ入りますが、4月23日(金)(必着)までに弊社へご提出をお願いいたします。

なお、同届出書は弊社ホームページ (<http://www.jasdec.com/cp/cp11.html>) から取得することができます。

5. CP手数料明細票の変更について

端末接続料の改定に先立ち、手数料請求書とともに送付しております「CP手数料明細票」の様式が、4月請求分(5月送付分)より一部変更となります。(別添資料2参照)

以上

(本通知に関するお問合せ先)

株式会社証券保管振替機構 社債等振替業務室 CP担当

電話番号：03(3661)0977 / FAX番号：03(3661)2810